第2回練馬区介護保険運営協議会

介護保険法改正による影響と課題について

平成24年11月5日

介護老人保健施設

ミレニアム桜台



平成11年11月開設 入所(短期入所含む)72床



平成23年12月増床 20床増床し92床となる

介護老人保健施設ミレニアム桜台介護保険法改正の影響

- 基本サービス費の改定(引下げ)
- 介護職員処遇改善交付金の終了と介護 職員処遇改善加算の創設
 - (報酬総額の引下げと利用者負担増)
- 在宅復帰支援機能強化型老健創設と在宅復帰・在宅療養支援機能加算
- 介護報酬の地域区分見直し(23区は改善)

介護老人保健施設ミレニアム桜台今後の課題

- 在宅復帰・在宅療養支援機能強化とベッド稼働率確保の兼ね合い
- 介護度の重度化にともなう職員数 認知症患者・食事介助の増加(にもか かわらず)

人材育成と確保

特別養護老人ホーム フローラ石神井公園



特別養護老人ホームフローラ石神井公園 (正門)



フローラ石神井公園 夏祭り

フローラ石神井公園 介護保険法改正の影響

基本報酬の減単に伴う収入の減少。 (処遇改善加算は除く)

入所申し込み者に医療行為(胃ろうや 痰吸引)のある方の依頼の増加。

ショートステイの緊急入所体制確保加 算及び緊急入所受入加算。

フローラ石神井公園 今後の課題

新たな加算請求に対する体制の取り組 みと対策。

介護職員等による痰吸引等の実施に伴 う人材の教育と確保。

ショートステイの緊急入所受入の実用 性と確保枠の体制整備。

2 4 時間めぐみの会



「オペレーションセンター」を設置し 利用者様からの緊急通報に対応中!! およそ30分程で自宅に駆けつけます。

利用者様のお宅に設置する 端末機械とペンダントです。 キーボックスの貸し出しも 無料で行っています。



2 4 時間めぐみの会 介護保険法改正の影響

売り上げアップ

医療との連携を求められる依頼が増加 新規依頼の増加 自己負担の増による契約解除 24時間対応加算体制の構築 オペレーターの兼務が認められ業務連携が 取りやすくなった。 就業規則の変更とヘルパー賃金の改定。

2 4時間めぐみの会今後の課題

訪問介護事業者との連携

人材確保 オペレータ及びヘルパーの技術向上 ケアマネージャーへの指導・研修 区民への周知 定期巡回・随時対応型訪問介護・看護事業 の併設 自己負担軽減対策

練馬高松園居宅介護支援事業所



社会福祉法人 東京福祉会 練馬高松園(2000年4月開設) 特別養護老人ホーム97名、短期入 所13名が利用。

デイサービスセンター、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター、地域包括支援センター支所を配置。

経営理念

私たちの願いは、利用者の笑顔、家 族の笑顔、職員の笑顔、そして地域 の信頼です。



練馬高松園居宅介護支援事業所 介護保険法改正の影響

- 介護支援専門員への報酬体系は 据え置き
- 年次昇給等を実施するには、特定加算 を取得しかない?
- 医療との連携強化と言われるが、サービス実績がなければ報酬なし。
- 報酬改正に引きずられるケアプラン

練馬高松園居宅介護支援事業所 今後の課題

- ケアプランの新様式案が出され、ます ます負担増加?
- ケアプラン作成での1割負担導入?

• そもそも論だが、介護支援専門員の 業務範囲とは

大泉はなわクリニック



施設外観

*クリニック2施設、薬局、通 所リハ(デイケア)、デイサー ビス、居宅介護支援事業所が入 る医療介護の複合ビルです。

個別リハビリ

*専門性高い療法士が、その方の状態に応じて生活レベルの向上に結び付くリハビリを行います。



大泉はなわクリニック 介護保険法改正の影響

- 通所リハビリテーション(デイケア)*ほとんど大きな変更はなかった。
- 通所介護 (デイサービス)
 - *時間区分が変更になり、従来の時間区分(5-7時間)では大幅な減収となるのでやむなく(7-9時間)に移行した施設が多い。 *人件費算定の基礎である地域単価が国家公務員の地域手当に準じる事となったので練馬区においては事業所は増収となった。

大泉はなわクリニック 今後の課題

- 専門性高いリハビリに対する評価が充分ではない
- デイケアとデイサービスの時間区分の不整合(デイケア:6-8、デイサービス:7-9)は問題である(制度の複雑化は困る)。
- 現場で良いサービスを提供するほど、書類整理等に充てる時間が不足し、残業が人件費として圧迫するという矛盾を生じる(書類の簡素化を望む)。

NPOむすび



NPOむすびとしての活動

8月子供企画 行灯を作って光が丘を歩こう 流しそうめん付き

9月 「iPad講座」開催の様子



NPOむすび 介護保険法改正の影響

- ・生活援助の時間が、30分以上1時間 未満 45分以上になった。
- 身体介護+生活援助の場合の時間の区切りが、20分以上、45分以上、70分以上となり、事務が煩雑になった。
- 予防訪問介護の料金は、時間のきまりがない。

N P O むすび 今後の課題

生活援助の時間を統一しないと事業所によって差が出る。

• 1回の訪問時間が短くなり、往復の時間を入れると、報酬に見合わなくなった。

• 通院介助では、往復の移動時間しか算定されない。